

◇大阪市港湾施設条例の一部を改正する条例

- 1 港湾施設の使用料を改定することにしました。
- 2 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 3 この条例は、令和6年4月1日から施行することにしました。ただし、一部の規定は、同年5月1日から施行することにしました。

(大阪港湾局計画整備部海務課、施設管理課)